

市区町村名	実施内容
<p>笛吹市 (山梨県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笛吹市地域包括支援センターに地域コーディネーター（社会福祉士）を常勤で配置し、サービス事業者、医療機関、行政機関などのネットワークづくりを行うため、医療・介護の連携ができそれぞれが情報交換できる環境を整える。 ・民生委員・老人クラブなどの代表が参加する地域包括支援センター運営協議会で、それぞれが抱える課題の共有、側面的支援・連携を図る。 ・専門職に対し、地域包括ケアシステムの勉強会、講演会等を行い、連携、強化を図る。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>峡東圏域を構成する3市町村の地域包括支援センター、市町村職員等が参加する連携会議を設置し、各センターの事業内容、運営上の課題、悩みなどを共有し、今後の方向性を検討する。10月と2月に開催予定。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ系の医療機関が多い地域の特性をいかし、専門職による退院後のリハビリ支援ができるシステムをつくり検証を行う。（地域リハビリテーション広域支援センターとの連携） ・笛吹市医師会・笛吹市事業者連絡会などの協力を得て、スムーズなサービスが提供できるよう医療・介護の連携を図る。（医師会への働きかけやケアシステム意識調査を実施） ・介護保険サービス、インフォーマルサービス、地域の資源等の把握を行い、情報の整理を行う。 ・総合相談支援業務の充実を図る。（地区相談窓口や支所相談対応等のマニュアルの見直し） ・地域包括支援センターの認知度を高める。
<p>富士宮市 (静岡県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に実施した生活実態調査の結果を踏まえ、社協のコーディネートのもと、12か所の地区社協での高齢者の生活支援における検討会議や研修会などの開催を支援する。また、地区社協の研修会及び会議などに、地域型支援センタースタッフの参画を市がコーディネートすることにより、地域との連携強化を図る。 ・介護保険サービス、その他の福祉サービスにおけるガイダンスシステム（平成23年度構築予定）を、地域型支援センターのスタッフ、ケアマネジャー及び医療スタッフなどに配信するため、様々な福祉サービスの調査を実施する。 ・地域型支援センターが担当エリアのインフォーマルサービス情報を収集し、ケアマネジメントに反映させるための方法を調査研究し、地域型支援センターのスタッフ及びケアマネジャーへの研修会を実施していく。 ・合併直後における芝川地区社協立上げのため、芝川地区住民への啓発等を、社協のコーディネートにより実施していく。 <p>【IT化推進事業】</p> <p>住民基本台帳を基本とした総合相談システムを構築し、事務の効率化と安定化を図る。介護保険情報やその他の相談業務に必要な情報を、他のそれぞれのシステムから受け取り、データベース化するこ</p>

市区町村名	実施内容
	<p>とにより、総合相談システムから一元的に参照できるシステム構築する。このことにより、よりきめ細かな相談対応を可能とする。</p>
<p>掛川市 (静岡県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会及び地区福祉協議会が推進する既存の小地域福祉ネットワーク活動を活用し、高齢者見守りネットワークの構築を図る。本活動を推進していくことで、地域との情報共有や対象者の選定等、地域と地域包括支援センター及び地域健康医療支援センターとの連携が図られ、その推進役として、地域コーディネーター（社会福祉士を予定）を地域包括支援センターが入る地域健康医療支援センター（内の社会福祉協議会）に配置する。また、高齢者見守りネットワークを推進する過程において、地域コーディネーターを中心に、地域住民への介護保険外サービスの周知や郵便局等関係機関との連携、NPO等との連携によるボランティアの育成、認知症見守りネットワークの構築等を行い、地域包括支援センターと連携した地域づくりを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進のためのパンフレット等の作成 ・地域活動勉強会の開催 等 2 地域力を向上させるための地域包括ケア及び医療・保健・福祉・介護連携の市民講演会、地域及び地域健康医療支援センター多職種職員（地域包括支援センター含む）等を対象とした勉強会を開催する。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>圏域の市町又は近隣市町の行政及び地域包括支援センターが参加する研修会等を開催し、地域包括ケアの推進と当市の活動状況を報告する。年に2回の開催を予定。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケア推進会議を新たに設置し、関係者による協議を行う。介護保険サービスのみならず、介護保険外サービスやその他のサービス等の必要性の検討など、今後の地域包括ケア推進事業の取り組みについての協議を行う。地域包括支援センター及び地域健康医療支援センターの地域包括ケアの取り組みについての評価も行う。年に2回の開催を予定。 2 地域包括ケア専門の講師によるコーディネート（アドバイス）をもらい、地域包括ケア事業の推進を図る。 3 地域包括ケア運営マニュアル（地域包括支援センター及び地域健康医療支援センターの事業展開の指針）を作成し、本モデル事業終了後、全市域へ地域包括ケアを推進していく。また、あわせて事業報告書の作成を行う。 4 高齢者見守りネットワーク活動として、モデル地区の独居及び高齢世帯に対して、高齢者見守り用救急キットを配布するとともに、消防署等と連携した見守り体制の構築を推進する。配布の効果等を検証し、次年度以降の事業実施に生かしていく。また、東京女子医科大学大東キャンパス（市内）と協力して、地域での見守り力向上のため、見守り活動をしている人を対象とした研修会を開催する。一定の研修を重ねた人には、見守り活動用のジャンパー等を支給し、活動の推進につなげる。 5 地域や関係者による地域包括ケア先進地の視察を行う。また、国や県で開催する報告会や地域包

市区町村名	実施内容
	<p>括ケア研修会等に参加し、事業推進に生かしていく。</p>
<p>高浜市 (愛知県)</p>	<p>地域包括支援センター等機能強化事業</p> <p>【地域包括支援ネットワーク強化推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜市地域包括支援センターに、地域コーディネーターを配置し、高浜市地域包括支援センター職員と連携を図り、介護保険サービス・障害福祉サービスの詳細な情報や、制度外のインフォーマルサービスの情報・利用方法、権利擁護に係る申立支援等地域生活を送る上で必要な情報収集、収集した情報をまとめたガイドブック等に反映し利用者、相談者、一般市民に発信する。 ・「まちづくり協議会」等の地縁団体とのネットワーク構築のため、「地域包括ケア推進会議」を設置し、生活支援ネットワーク構築を図る。 ・ネットワーク構築後は、「まちづくり協議会」等と連携を図り、高齢者や障害者等要援護者に対する地域活動の働きかけを行い、地域包括ケアの理解と生活支援の土壌づくりを図る。 <p>【地域包括支援センター等広域連携事業】</p> <p>西三河南部圏域は7市4町で構成されているが、当面、碧海5市（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、市職員等が参加する連携会議を設置し、各センターの事業内容の自己評価を検討する。また、運営上の課題や悩みなどを共有し、今後の方向性についても合わせて検討する。10月と2月に開催予定。</p> <p>【地域の実情に応じた事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者支援のため、公開講座を適宜実施する。 ・認知症高齢者介護者支援のため、月2回程度、専門医による（仮称）「認知症相談会」を開催する。 ・既存の「認知症老人を介護する家族の会」運営の支援を行なう。 ・高齢者、障害者等要援護者の権利擁護を図るため、年2回程度「成年後見市民講座」を開催すると共に、成年後見申立の支援を図る。
<p>京丹後市 (京都府)</p>	<p>集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業</p> <p>【24時間365日対応窓口サービス事業】</p> <p>網野町網野地区にあるライフサポート丹後園に地域ケアコーディネーター1名を配置し、地域の高齢者の相談業務、緊急時対応等の地域の高齢者が安心して地域で生活できる支援を行う。夜間やコーディネーターの休日はライフサポート丹後園職員がバックアップを行い24時間365日の対応を行う。</p> <p>【介護保険外サービス提供等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアコーディネーターが、高齢者専用賃貸住宅ほほえみの入居者の朝食時、夕食時に服薬管理、体調把握、相談等を行い、要介護老人等でも安心して暮らしていただけるようにする。（高齢者専用賃貸住宅の生活の場としての機能強化） ・高齢者専用賃貸住宅の共有スペースを利用して高齢者の皆さんを対象としてサロン交流会を月1回程度開催して、健康体操、レクリエーションなどの取組みを行う。また、近隣対象区における独居世帯への安否確認等も行う。 ・高齢者専用賃貸住宅の1室を地域の高齢者の緊急対応としての短期宿泊サービスを行う。受け入れは24時間可能とし、要介護認定を受けていない高齢者の緊急時にも対応可能とする。（高齢者専用賃貸住宅の地域支援）